

令和2年度第2回碧南市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和3年2月5日（金）  
午後2時～

場 所 碧南市役所 6階 第2委員会室

1 会長あいさつ

2 会議録署名者の指名

3 議題

(1) 令和3年度碧南市国民健康保険特別会計予算（案）について

（資料1：令和3年度碧南市国民健康保険特別会計予算（案））

（資料2：国保事業費納付金及び市町村標準保険料率について）

(2) 碧南市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

（資料3：碧南市国民健康保険税条例の一部改正（案）について）

(3) 碧南市国民健康保険税条例施行規則の一部改正（案）について

（資料4：碧南市国民健康保険税条例施行規則の一部改正（案）について）

(4) 新型コロナウイルス感染症関連について

（資料5：新型コロナウイルス感染症関連について）

4 その他

令和2年度碧南市国民健康保険運営協議会委員名簿

委員	氏名	所属	備考
被保険者代表委員	さかきばら よしたろう 榊原 由太郎	公募	
	たかまつ よしみ 高松 好美	公募	
	つばもと みきお 鏑本 幹夫	新川地区在住	
	こざわ ただつく 小澤 只嗣	旭地区在住	
	すぎうら みつお 杉浦 三雄	西端地区在住	
療養機関代表委員	いくた ゆずる 生田 譲	碧南市医師会	
	おさだ かずひさ 長田 和久	碧南市医師会	
	もぎ ひとし 茂木 仁志	碧南市医師会	
	さいとう ひでのぶ 齋藤 英延	碧南歯科医師会	
	かたかべ ゆうき 片伯部 裕樹	碧南市薬剤師会	
公益代表委員	みしま たかじ 三島 孝二	あいち中央農協	職務代理
	かわはら こうじ 河原 厚司	民生委員児童委員協議会	会長
	つちかわ としゆき 土川 俊幸	老人クラブ連合会	
	すだ すいこ 須田 翠子	女性団体連絡協議会	
	すぎうら せいたろう 杉浦 晴太郎	碧南青年会議所	

【敬称略】

## 令和 3 年度碧南市国民健康保険特別会計予算（案）

【歳入】		A	B	A-B	A/B	説	明
科	目	本年度予算 千円	前年度予算 千円	比 較 千円	伸 び 率 %		千円
国民健康保険税	一般分	1,344,103	1,441,457	△97,354	△6.8	医療分（現年課税分）	897,391
						後期分（現年課税分）	306,687
						介護分（現年課税分）	90,702
						医療分（滞納繰越分）	34,419
						後期分（滞納繰越分）	11,305
						介護分（滞納繰越分）	3,599
	退職分	26	143	△117	△81.8	医療分（現年課税分）	1
						後期分（現年課税分）	1
						介護分（現年課税分）	1
						医療分（滞納繰越分）	16
						後期分（滞納繰越分）	4
						介護分（滞納繰越分）	3
小 計	1,344,129	1,441,600	△97,471	△6.8			
国庫支出金	国庫補助金	1	3,733	△3,732	△100.0		
	小 計	1	3,733	△3,732	△100.0		
県支出金	保険給付費等 交付金	4,363,153	4,330,137	33,016	0.8	普通交付金	4,299,421
	小 計	4,363,153	4,330,137	33,016	0.8	特別交付金	63,732
財産収入	1,041	324	717	221.3		国民健康保険事業基金利子	
繰入金	一般会計繰入金	408,603	250,784	157,819	62.9		
	保険基盤安定 繰入金	244,370	247,026	△2,656	△1.1		
	国民健康保険 事業基金繰入金	260,000	184,907	75,093	40.6		
	小 計	912,973	682,717	230,256	33.7		
繰越金	20,000	20,000	0	0.0		前年度繰越金	
諸収入	加算金等	10,002	20,002	△10,000	△50.0	延滞金	10,000
						過料	1
						加算金	1
	市預金利子	9	27	△18	△66.7		
	雑入	3,038	4,034	△996	△24.7	第三者納付金	2,000
						返納金	1,000
						雑入	38
小 計	13,049	24,063	△11,014	△45.8			
歳入合計	6,654,346	6,502,574	151,772	2.3			

## 【歳出】

科 目		A	B	A-B	A/B	説 明
		本年度予算	前年度予算	比 較	伸 び 率	
		千円	千円	千円	%	
総務費	一般管理費	97,809	107,912	△10,103	△9.4	人件費（正規職員10名及び会計年度任用職員（レセプト点検）2名）、その他一般事務管理費
	連合会負担金	605	622	△17	△2.7	
	賦課徴収費	5,266	5,094	172	3.4	
	運営協議会費	319	319	0	0.0	国保運営協議会委員 15名
	小 計	103,999	113,947	△9,948	△8.7	
保険給付費	一般療養給付費	3,720,642	3,692,009	28,633	0.8	1人当たり256,596円×14,500人
	退職療養給付費	50	1,500	△1,450	△96.7	過年度分
	一般療養費	44,733	45,069	△336	△0.7	1人当たり3,085円×14,500人
	退職療養費	10	50	△40	△80.0	過年度分
	審査等手数料	14,232	14,232	0	0.0	
	一般高額療養費	522,102	497,232	24,870	5.0	1人当たり36,007円×14,500人
	退職高額療養費	300	500	△200	△40.0	過年度分
	一般高額介護合算	300	300	0	0.0	
	退職高額介護合算	1	50	△49	△98.0	
	一般移送費	50	50	0	0.0	
	退職移送費	1	50	△49	△98.0	
	出産育児一時金	33,617	33,617	0	0.0	420,210円×80件
	葬祭費	5,000	5,000	0	0.0	50,000円×100件
小 計	4,341,038	4,289,659	51,379	1.2		
国保事業費納付金	医療給付費分	1,424,141	1,359,903	64,238	4.7	一般 1,424,046 退職 95
	後期高齢者支援金等分	475,103	452,660	22,443	5.0	一般 475,103 退職 0
	介護納付金分	199,724	177,242	22,482	12.7	
	小 計	2,098,968	1,989,805	109,163	5.5	
保健事業費	特定健康診査等事業費	62,200	62,878	△678	△1.1	
	保健事業費	19,099	17,960	1,139	6.3	
	小 計	81,299	80,838	461	0.6	
基金積立金	1,041	324	717	221.3		
公債費	1	1	0	0.0		
保険税還付金	8,000	8,000	0	0.0		
予備費	20,000	20,000	0	0.0		
歳出合計	6,654,346	6,502,574	151,772	2.3		

## 令和3年度碧南市国民健康保険特別会計予算（案） 前年比増減理由

### 1 歳入

#### (1) 国民健康保険税

新型コロナウイルス感染症による国民健康保険被保険者の所得の減少を見込み、減額とした。

#### (2) 県支出金

保険給付費等交付金（普通交付金）

交付対象である歳出の保険給付費が増額となったことに伴い、増額とした。

#### (3) 繰入金

##### ア 一般会計繰入金

県に支払う国民健康保険事業費納付金の財源不足を補うため、一般会計繰入金のうちの法定外繰入金の額を増額したことに伴い、増額となった。

##### イ 保険基盤安定繰入金

保険者支援分の繰入額を算定するにあたり、1人あたりの国民健康保険税の見込単価を低く設定したことに伴い、減額となった。

##### ウ 国民健康保険事業基金繰入金

予算の歳入と歳出の調整を行った結果、増額となった。

### 2 歳出

#### (1) 総務費（一般管理費）

職員給与費及び一般事務管理費の減額を見込み、減額とした。

#### (2) 保険給付費

##### ア 療養給付費

被保険者数の増を見込み、増額とした。

##### イ 療養費

1人当たり給付額の減を見込み、減額とした。

##### ウ 高額療養費

1人あたり給付額の増及び被保険者数の増を見込み、増額とした。

##### エ 出産育児一時金及び葬祭費

前年度と同額の予算措置とした。

#### (3) 国民健康保険事業費納付金

愛知県が提示した国保事業費納付金（仮算定）の額が増であったため、増額とした。

#### (4) 予備費

前年度と同額を、当初予算にて計上することとした。

### 3 その他

高齢受給者証をカード化する。

## 国保事業費納付金及び市町村標準保険料率について

## 1 国保事業費納付金（本算定）について（愛知県へ納付する金額）

区 分		納付金額（円）	1人当たり 納付金額（円）
令和3年度	本算定	2,038,429,115	146,149
	仮算定	2,037,834,238	146,106
令和2年度	本算定	1,907,552,251	141,814

※納付金額は退職分を含むが、1人当たり納付金額は退職分を含まない。

## 2 市町村標準保険料率について

区 分		現行	令和2年度 本算定	令和3年度 本算定
医療分	所得割（％）	5.60	6.07	6.26
	均等割（円）	24,400	24,880	25,622
	平等割（円）	17,500	17,345	17,827
後期分	所得割（％）	1.80	2.33	2.52
	均等割（円）	9,300	9,394	10,065
	平等割（円）	6,500	6,549	7,003
介護分	所得割（％）	1.20	2.14	2.51
	均等割（円）	8,400	11,005	12,673
	平等割（円）	4,300	5,598	6,475

※市町村標準保険料率は、毎年見直しが行われる予定です。

## 碧南市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

【3月定例会 upper程予定議案】

## 1 改正の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されたため、条例の一部を改正する。

## 2 改正の概要

## (1) 国民健康保険税の減額（第29条関係）

個人所得課税の改正に伴う減額判定所得基準の改正

区 分		減額判定所得基準
7割減額 対象世帯	改正後	43万円＋（給与所得者等数－1）×10万円
	現 行	33万円
5割減額 対象世帯	改正後	43万円＋（給与所得者等数－1）×10万円 ＋（28万5,000円×世帯の被保険者等数）
	現 行	33万円＋（28万5,000円×世帯の被保険者等数）
2割減額 対象世帯	改正後	43万円＋（給与所得者等数－1）×10万円 ＋（52万円×世帯の被保険者等数）
	現 行	33万円＋（52万円×世帯の被保険者等数）

備考 給与所得者数等が零の場合は、10万円を乗じて得た額は零とする。

## (2) 公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例（附則第2項関係）

減額判定所得基準の改正に合わせた規定の整理

## 3 施行年月日等

## (1) 施行期日

公布の日

## (2) 経過措置

改正後の碧南市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 4 条例改正による影響額

今回の改正では給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得のみを有する者について、減額対象の拡大による税収減が見込まれる。

##### (1) 令和2年度実績における比較

区 分		改正後	現 行	比 較
7割 減額	世帯数	286世帯	244世帯	42世帯
	減額する額	15,883千円	13,256千円	2,627千円
5割 減額	世帯数	166世帯	176世帯	△10世帯
	減額する額	8,254千円	8,755千円	△501千円
2割 減額	世帯数	165世帯	156世帯	9世帯
	減額する額	3,605千円	3,380千円	225千円

##### (2) 影響額の合計

2,351千円の税収減

#### 5 議会への報告

令和3年3月定例会へ上程予定



## 碧南市国民健康保険税条例施行規則の一部改正（案）について

## 1 改正の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が令和3年1月1日から施行されたことに伴い、給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者（以下「給与所得者等」という。）の収入に変化がない場合であっても国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免が引き続き受けられるようにするため、規則の一部を改正する。

## 2 改正の概要

## 給与所得者等の減免の理由の改正（第4条関係）

表第7号から第10号までの保険税の減免の判定の基準について、総所得金額等に給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合は、「給与所得＋公的年金等所得－10万円」の金額（当該金額が零を下回る場合は、零とする。）に改める。

減免の理由（改正前）
(7) 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額等が0円の場合
(8) 碧南市障害者医療費助成に関する条例第4条に規定する受給者証の交付を受けている被保険者を含む世帯で、世帯主及び被保険者の前年中の総所得金額等が150万円以下の場合
(9) 碧南市精神障害者医療費助成に関する条例第4条第1項に規定する受給者証等の交付を受けている被保険者を含む世帯で、世帯主及び被保険者の前年中の総所得金額等が150万円以下の場合
(10) 碧南市母子家庭等医療費助成に関する条例第3条第1項に規定する受給者証の交付を受けている被保険者を含む世帯で、世帯主及び被保険者の前年中の総所得金額等が150万円以下の場合

## 3 施行年月日等

## (1) 施行期日

公布の日

## (2) 経過措置

改正後の碧南市国民健康保険税条例施行規則の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

4 規則改正による影響額

なし

5 議会への報告

なし

## 新型コロナウイルス感染症関連について

- 1 傷病手当金の支給について  
申請件数及び支給額（12月末現在）  
なし

## &lt;参考&gt;

## (1) 支給の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、労働者が感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備するため。

## (2) 支給対象者

給与等の支払いを受けている碧南市国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者

## (3) 支給対象期間

療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

## (4) 支給額

1日当たりの支給額＝直近の継続した3か月間の給与等の合計額÷就労日数×3分の2に相当する金額

## &lt;例&gt;

直近3月の給与収入を27万円（9万円＋8万円＋10万円）、直近3月の賃金発生日数を27日（9日＋8日＋10日）、傷病のために休んだ日数が10日の場合の支給額

$270,000円 \div 27日 \times 2/3 \times (10日 - 3日) = 46,669円$

## (5) 適用期間

令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合は健康保険と同様、最長1年6月まで）

## (6) 支給のための予算措置

傷病手当金として支給するため、6月補正歳出予算で1,000,000円措置

## (7) 傷病手当金の財源（歳入）

県補助金・特別調整交付金分

## 2 国民健康保険税の減免について

申請件数及び減免額（12月末現在）

令和元年度分 29件 753,000円

令和2年度分 42件 6,783,500円（合計 7,536,500円）

## &lt;参考&gt;

**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ  
～国民健康保険税の減免制度～**

**●保険税の減免の対象となる方**

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険税を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業、不動産、又は給与収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ 保険税の一部を減免

※次の(1)～(3)のすべてに該当する場合

- (1)主たる生計維持者の事業(営業・農業)収入、不動産収入又は、給与収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2)前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注:申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

**●減免額**

令和2年2月から令和3年3月の間に納期限が設定された保険税について、下表の要件に応じて減免額が適用されます。

条 件		減免割合(100円未満切り捨て)
上記①に該当する方		世帯の保険税額の全部
上記②に該当し、事業等の廃止、失業又は、令和元年中の主たる生計維持者の所得が300万円以下		対象保険税額(※)の全部
上記②に該当し、令和元年中の主たる生計維持者の所得が	400万円以下	対象保険税額(※)の8割
	550万円以下	対象保険税額(※)の6割
	750万円以下	対象保険税額(※)の4割
	1000万円以下	対象保険税額(※)の2割

※対象保険税額とは、以下の計算式で算定した額です。

$$\text{世帯の保険税額} \times \frac{\text{主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得金額}}{\text{主たる生計維持者と世帯の被保険者全員の令和元年中の合計所得金額}}$$

**●申請期限 令和3年3月31日**

対象期間の保険税について、支払い済みの場合は還付となります。

**ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、ホームページ又は下記に直接お問い合わせ下さい。**

碧南市役所 国保年金課 国保係 TEL0566-95-9891(直通)